

令和6年度に新たに 住民税が非課税または均等割のみ課税となった世帯に 「令和6年度物価高騰臨時特別給付金」を支給

物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度に新たに住民税が非課税または均等割のみ課税となった世帯に、「令和6年度物価高騰臨時特別給付金」として、1世帯当たり10万円を支給します。

なお、令和6年2月から5月まで実施した、物価高騰臨時特別給付金(7万円または10万円)の支給対象であった世帯等は、今回の対象外です。新たな支給の対象と思われる世帯の世帯主に申請書類などを順次郵送しますので、手続きをお願いします。

また、「令和6年度物価高騰臨時特別給付金」を受給した世帯で、18歳以下の児童を扶養している子育て世帯を対象に、「こども加算」として児童1人当たり5万円を後日、追加支給します(手続き不要)。

詳しくは、市HPをご覧ください。物価高騰臨時特別給付金コールセンター(☎77-2611 平日の午前8時30分～午後5時15分)へ。



市HP

◎「令和6年度物価高騰臨時特別給付金」の対象世帯と申請方法

▶対象世帯/令和6年6月3日時点において、大垣市に住民票があり、令和6年度の住民税について、世帯全員が、非課税者や均等割のみの課税者だけで構成される世帯

※ただし、次の①～⑤のいずれかに該当する世帯は除く

- ①令和5年度物価高騰臨時特別給付金(7万円または10万円)の支給対象であった世帯または、当該世帯の世帯主であった人を含む世帯
- ②令和6年1月1日時点で、日本国内に住居登録がない人のみで構成されている世帯
- ③世帯の全員が、住民税均等割が課せられている他の親族などの扶養を受けている世帯
- ④租税条約による住民税の免除を届け出ている人がいる世帯
- ⑤すでに他の市区町村で、同様の低所得世帯に対する10万円の給付を受けている世帯

▶申請方法/下表のとおり ※確認書が届いた人は電子申請可

No.	対象世帯の状況	申請手続きなど	発送時期など	申請期間など
1	市が指定する事業において、世帯主名義の口座が登録されている世帯	振込口座と支給予定日を記載した「支給通知書」を郵送。口座変更などがない場合は手続き不要	順次郵送	口座変更などがある場合は、7月8日までに申出
2	No.1以外の世帯	「確認書」などを郵送。必要事項を記入して、返送が必要	順次郵送	7月1日から9月30日までに申請
3	対象の可能性のある世帯(未申告や転入者で税情報不明者を含む世帯など)	「申請書」を自ら入手など。必要事項を記入して、申請が必要	7月1日から社会福祉課などで配布予定(一部申請書を郵送する世帯あり)	

◎こども加算(児童1人当たり5万円)の支給

「令和6年度物価高騰臨時特別給付金」を受給した世帯で、18歳以下の児童を扶養している子育て世帯を対象に、「こども加算」として児童1人当たり5万円を後日、追加支給します(手続き不要)。

同給付金を支給した後、こども加算の対象となる世帯の世帯主に支給通知書を順次郵送しますので、ご確認ください。

夏の交通安全県民運動

「思いやり ゆずる心で 事故防止」をスローガンに、今年も夏の交通安全県民運動が7月11日から20日まで、県内一斉に繰り広げられます。次の重点項目を徹底し、交通事故防止に努めましょう。

詳しくは、危機管理室(☎47-7385)へ。

▶運動の重点項目

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②自転車等の安全利用の促進
- ③横断歩道における歩行者最優先の徹底
- ④飲酒運転等の危険運転の根絶



開かれた行政へ ～情報公開・個人情報保護制度～

情報公開条例により、市・教育委員会・議会などの実施機関が保有する情報の公開を行っています。また、個人情報保護法により、市民の皆さんの個人情報について適切な取り扱いの確保に努め、本人からの請求により情報の開示を行っています。

令和5年度の実施状況は、情報公開が622件、個人情報の開示が170件でした。

詳しくは、行政管理課(☎47-8294)へ。

市政情報コーナーのご案内 インターネットからも!

市で作成した小冊子や公文書目録、審議会会議録などの資料は、市役所3階の市政情報コーナーや市立図書館3階の行政資料コーナーで閲覧できるほか、市HPや市公式LINEアカウントからも閲覧・ダウンロードすることができます。

国民年金保険料の免除制度

国民年金の加入者で、保険料を納めるのが困難な場合は、申請によって、「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」の免除、納付猶予、学生納付特例の制度を利用することができます。

いずれの制度も所得審査があります。また、部分免除の場合、承認後の保険料が納付されないと、免除は無効になり未納期間となりますので必ず納めてください。

- ▶申請窓口/国保医療課、各地域事務所、各市民サービスセンター、大垣年金事務所など
- ▶持ち物/年金手帳、運転免許証など本人確認ができるもの、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票(失業中の人)
- ▶問合せ/国保医療課 年金グループ(☎47-8129)または、大垣年金事務所(☎78-5166)へ

敬老・金婚祝金を贈ります

敬老の日にあわせて、敬老祝金と金婚祝金を贈ります。いずれも9月1日現在で市内に住居登録があり、9月15日現在で1年以上市内に居住している人が対象で、申請手続きなどは次のとおりです。祝金は、指定の口座に振り込みます(100歳はお届け)。

【敬老祝金】

対象となる77歳(喜寿)、88歳(米寿)の人には、「敬老祝金支給申出書」を6月下旬に郵送しましたので、必要事項を記入し、7月31日までに申請してください。



同封の返信用封筒による申請のほか、高齢福祉課、各地域事務所、各市民サービスセンターでの申請も可能です。

なお、100歳(百寿)の人は申請不要で、市から直接連絡します。

【金婚祝金(結婚50年)】

対象となる人(昭和49年1月1日～同年12月31日に婚姻届を提出した夫婦)は、戸籍抄本と申請者名義の通帳を持参し、7月31日までに高齢福祉課、各地域事務所、各市民サービスセンターで申請手続きをしてください。なお、市外に本籍がある人は、広域交付で取得できる戸籍謄本でも申請が可能です。

昭和44年1月1日～昭和48年12月31日に婚姻届を提出し、過去に金婚祝金を受け取っていない夫婦は対象となる場合があります。

区分	対象	金額
敬老祝金	77歳(喜寿)	昭和21年9月16日～昭和22年9月15日生まれ 5,000円
	88歳(米寿)	昭和10年9月16日～昭和11年9月15日生まれ 1万円
	※100歳(百寿)の人には、祝金(5万円)と祝品を誕生月にお届けします	
金婚祝金	昭和49年1月1日～昭和49年12月31日に婚姻届を提出した夫婦	1組1万円